

承認第 5 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専 決 事 項

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 4 年 3 月 31 日

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 4 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 2 3 号

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「同法第 5 条第 4 項第 5 号イ」を「地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号イ」に、「同法第 1 7 条の 2 第 4 項」を「地域再生法第 1 7 条の 2 第 4 項」に改める。

第 4 条第 1 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に、「2 年」を「3 年」に、「同法第 6 8 条の 9 第 8 項第 6 号」を「法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）第 6 6 条第 6 項」に、「中小連結法人」を「中小通算法人」に改め、同条第 2 項中「令和 4 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改め、同項の表以外の部分中「2 年」を「3 年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の日出町税特別措置条例（以下「新条例」という。）

第4条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の日出町税特別措置条例第4条に規定する中小連結法人については、新条例第4条に規定する中小通算法人とみなして、同条の規定を適用する。